

# 1 議 事 日 程（第4日）

（平成24年第3回有田川町議会定例会）

平成24年9月26日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 陳情の審査報告について（陳情第5号）
- 日程第2 要望の審査報告について（要望第1号）
- 日程第3 議案第67号 平成24年度有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第68号 平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第69号 平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第70号 平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第71号 平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第72号 平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第73号 平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第74号 平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第75号 平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第92号 平成23年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第93号 有田川町景観条例の制定について
- 日程第14 議案第94号 有田川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第95号 有田川町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第96号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第97号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第98号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第99号 有田川町道路線の認定について
- 日程第20 議案第100号 有田川町道路線の廃止について

- 日程第21 議案第101号 有田川町道路線の認定について  
 日程第22 議案第102号 有田川町道路線の廃止について  
 日程第23 議案第103号 有田川町道路線の認定について  
 日程第24 議案第104号 有田川町道路線の廃止について  
 日程第25 議案第105号 有田川町道路線の認定について  
 日程第26 議案第106号 有田川町道路線の認定について  
 日程第27 議案第107号 有田川町道路線の廃止について  
 日程第28 議案第108号 有田川町道路線の認定について  
 日程第29 議案第109号 有田川町道路線の廃止について  
 日程第30 議案第110号 有田川町道路線の認定について  
 日程第31 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
 日程第32 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
 日程第34 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件  
 日程第35 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件  
 日程第36 議員派遣の件  
 日程第37 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8番	佐々木 裕哲	12番	楠部 重計
----	--------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	消防長	前田 英幸
総務政策部長	武内 宜夫	住民税務部長	坂上 泰司
建設環境部長	前 守	福祉保健部長	中島 詳裕

産業振興部長 福原茂記 総務課長 田代定昭  
企画財政課長 林孝茂 教育委員長 早田智代  
教育長 楠木茂 教育部長 三角治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 山本泰司 書記 林美穂

8 議事の経過

開議 9時34分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人あります。

……………日程第1 陳情の審査報告について……………

○議長（中山 進）

日程第1、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第5号として、過疎地の郵便局の営業日や営業時間の短縮の検討見直しを求める意見書提出の陳情が、本定例会第1日目において、総務文教常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、殿井堯君。

○総務文教常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

陳情第5号、過疎地の郵便局の営業日や営業時間の短縮の検討見直しを求める意見書提出の陳情が、本定例会初日において当委員会に付託されておりました。

去る9月13日に委員会を開き、陳情の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、全員一致で採択と決定しました。十分御審議の上、よろしく決定くださるようお願い申し上げます。

報告を終わります。

○議長（中山 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

……………日程第2 要望の審査報告について……………

○議長（中山 進）

日程第2、要望の審査報告についてを議題とします。

要望第1号として、県道生石公園線整備促進に関する要望が本定例会第1日目において、産業建設常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、西弘義君。

○産業建設常任委員長（西 弘義）

委員長報告をさせていただきます。

要望第1号、県道生石公園線整備促進に関する要望が、本定例会初日において当委員会に付託されておりました。

去る9月11日に委員会を開き、現地の調査を行い、陳情の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、全員一致で採択と決定をいたしました。十分御審議の上、よろしく御決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（中山 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この要望に対する委員長の報告は採択です。

この要望は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 9時39分

再開 9時40分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員長から、発委第4号、過疎地の郵便局の営業日や営業時間の短縮の検討の見直しを求める意見書の提出について、産業建設常任委員長から、発委第5号、県道生石公園線の整備促進に関する意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

発委第4号及び発委第5号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第4号……………

○議長（中山 進）

追加日程第1、発委第4号、過疎地の郵便局の営業日や営業時間の短縮の検討の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である総務文教常任委員会委員長に、提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長、殿井堯君。

○総務文教常任委員長（殿井 堯）

発委第4号、過疎地の郵便局の営業日や営業時間の短縮の検討の見直しを求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本議案について、陳情第5号が、ただいま陳情の審査報告において採択と決しました。したがって、それに沿って当議会として意志をあらわすために、会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提案するものであります。

なお、発委第4号としてお手元に配付させていただいております。朗読をもって説

明にかえさせていただきます。

過疎地の郵便局の営業日や営業時間の短縮の検討の見直しを求める意見書（案）。  
「日本の郵政グループの過疎地の郵便局の窓口業務を隔日で行うなど、営業日数や営業時間の短縮の検討を始めた。」と新聞報道されました。過疎地の郵便局の窓口業務の営業日数や営業時間の短縮が実行されると、過疎地である我々は大変不便を被ります。農協の支所が合理化によって閉鎖された今、金融機関は郵便局しかない地域もあります。郵便局に合理化されると地域の衰退が進むのは目に見えて明らかなです。

住民票サービス等の行政サービス等の委託をしている町村もあります。地域の残された最後の人のいる窓口機関が合理化されると、この先、委託の検討を始めすることもできなくなります。私たちは改正郵政民営化法により、全国一律のサービスを受ける権利があります。

よって有田川町議会は、日本郵政グループが全国一律のサービスを堅持するとともに、過疎地の郵便局の営業日数や営業時間の短縮に断固反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月26日、有田川町議会。

なお、意見書提出先は、郵政民営化担当大臣、総務大臣、総務大臣政務官であります。

十分御審議いただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………追加日程第2 発委第5号……………

○議長（中山 進）

追加日程第2、発委第5号、県道生石公園線の整備促進に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者である産業建設常任委員会委員長に、提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、西弘義君。

○産業建設常任委員長（西 弘義）

発委第5号、県道生石公園線の整備促進に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本議案については、要望第1号が、ただいま採択と決しました。したがって、それに沿って当議会としての意志をあらわすために、会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提案するものでございます。

なお、発委第5号としてお手元に配付させていただいております。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

県道生石公園線の整備促進に関する意見書（案）。

県道生石公園線（有田川町五西月地内）の整備につきましては、県当局の御尽力により推進をいただいておりますが、いまだ未改良の区間が多く、見通しの悪い急カーブや幅員が狭く、普通車での通行にも危険を伴う箇所もあり、高齢化の進む沿線地域住民の生活や産業振興にも多大な影響を及ぼします。

当該路線の沿線は、県立生石高原や重要文化財にしていされている鈴木家住宅など、自然と文化に富んだ路線でもあります。整備されますと、地域の活力と、生石高原をはじめとする観光にも大きな活路を見出せるものと確信します。

以上の趣旨を御理解いただき、下記について強く要望します。

記

県道生石公園線の整備促進を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日、有田川町議会。

なお、意見書の提出先は、和歌山県知事でございます。

十分御審議をいただき、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。当委員会の説明とさせていただきます。以上です。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第3 議案第67号……………

○議長（中山 進）

日程第3、議案第67号、平成24年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

1番、増谷です。議案第67号の歳出の39ページですが、青年就農給付金事業というのが今回、予算化されております。この事業について、何点かにわたって伺います。

この事業は、ことしから始まったわけですが、若い新規就農者を1万人から2万人に全国で倍増させるという制度で、45歳未満の独立就農者に対して年間150万円を最長で、研修中の2年間の準備型とあわせて、経営開始後の経営型の給付事業を5年間として創設するものであると聞いております。

今全国的に後継者の不足ということで、今、農業就業者の平均年齢は66歳、65歳以上の高齢者が6割を占めているという現状にあります。こういう中で、全国農業会議所が行った調査により聞きますと、独立就農後の3年から5年の間は、収入についても大変厳しい状態が続くと指摘しております。ですから、この期間の就農が維持できるようということもあって制度化されたものと伺っておりますが、この制度について、1つは原則45歳未満であることと独立自営就農、そして、みずから作成した経営開始計画に即して農業経営を行うということ。

その中身を見ますと、みずから農地の所有権もしくは利用権があるということですが、しかも、その土地の内容については、自分名義や親族からの贈与、第三者から購入や借り受けした土地が、自分の親から借りている土地よりも広いということが条件になっています。そして、本人名義で生産物を出荷取引していることや、本人名義の通帳があり、売り上げや経費の支出などの経営収支をみずからの通帳、帳簿で管理していることが条件となっていると。中身を見ますと、大変複雑でいろんなことをしなければならないということになっているわけですが、ここで伺いたいのは、この制度を受けるに当たって、人・農地プランにつけられているということになっており

ますが、この人・農地プランというのは有田川町においてどのようになっているのかということが1つと。

それから2つ目に、経営開始計画というのがどういう形でなっているのかということですが、この計画では、5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であるということが明記され、しかも5年後には250万円以上の所得があるということになっておりますが、有田川町の町内の平均所得が今130万円ぐらいでありますから、こういうことが可能かどうかという点を心配するわけです。

3つ目に、平成25年度からはさらに拡充して、林業や漁業の新規就農林漁業者にも拡大する方向で検討に入ったと聞きますが、そういう方向になっているのかどうか、以上3点にわたってお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（中山 進）

産業振興部長、福原茂記君。

○産業振興部長（福原茂記）

増谷議員の御質疑にお答えをいたします。

この要件につきましては、今、議員からおっしゃっていただいたとおりであります。いろんな、いわゆる自立で、独立した農業を営むということが前提でありますので、いわゆる親元就農でありましても、自分自身の農地、またはいろんな農業機械、設備等が自分が独自に使用できるということがまず前提の条件になります。

それから、人・農地プランにつきましては、まだ現在全て作成中ではありますが、今、有田川町で考えておりますのは、まず昭和の合併前の旧村単位、藤並とか田殿とか、また金屋、清水にも旧村単位を1つの地域として、その地域の中でいわゆる地域を牽引しているような農家、いわゆる中核的農家の中でそういう協定を結んで、この地域の農業を牽引していきますよというような、中山間の直接支払制度にもそういった集落協定というのがございますが、そういったような位置づけでこの新規就農給付金を申請する方も、5年後にはその地域の中でその中核的農家の一員となれるということが1つの前提になります。

それから、経営開始計画というのは、その方が5年後にどういう生産物を、どれくらいの単価で売れますよと、認定農業者等の計画にもそういったところがあるわけですが、そういう農業として生計がその本人としてどういうふうに立てていけるのか、その具体的な計画、これは別に決まった様式ではないわけですが、具体的な計画を立てていただいて、最終的にそれを審査するという形になります。

それから、5年後には所得で250万円以上をとということですが、これは250万円というのは各市町村で決められる、いわゆる目標であります。有田川町としましては、申請時に250万円以上の所得があれば、この事業には申請できないということもございますので、目標としては5年後には250万円以上の所得を上げる経営計画というものを立てていただくということに考えております。

それから、25年度から林業や漁業の新規就農者にも拡大するということにつきましては、申しわけございません、ちょっとそういった情報は私どもには今のところ伝わってきておりません。以上です。

○議長（中山 進）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再度、質疑をさせていただきます。

3項目めについては、まだ伝わっていないということなんですけども、新聞紙上等ではそういう調整に入っているということなんで、ぜひその辺は注視していただきたい。もしそうであるならば、ぜひ今の林業形態に活用していただきたいなというのは思っておりますので、求めておきたいと思います。

それで、今期の半期分になると思いますので、予定は8人ということでお聞きしておりますけども、旧町村単位で見ますと、どのような人数になっているのかをお聞きして質疑を終わります。わかりませんか。

○議長（中山 進）

産業振興部長、福原茂記君。

○産業振興部長（福原茂記）

ちょっと旧町単位の資料を持ってございません。申しわけございません、後ほどまた。

○議長（中山 進）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再度お聞きします。

私がお聞きしてるのでは、吉備地域が4人、金屋地域が3人、清水地域が1人というふう聞いておりますので、その点を確認していただけたらと思います。以上です。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

——他に質疑はありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

この冒頭、町長からの今期の町政の方向づけについて発言がありまして、待望久しかったいわゆるエネルギー問題の二川ダムを利用する水力も、県との同意を得て600万円の予算を計上されておるのでございます。御案内のとおり、日本のエネルギーというのは、東北大震災を契機に絶対安全の神話は完全に崩れてしまいました。いわゆる将来のエネルギーの大層をなすと予定されておりまして、現在でも約30%が、あの事故がなければ全日本で使用するエネルギーが賄われておったのでございます。

地勢立地的関係から見て、原発自体の不安要素は、これを今後、改良はどんどんどんどん進みもっていても、自然の破壊力には人間にはどうしても耐えることのできない、これはもう人間生活が始まってからのおきてでございますから、そういう面の中で見直さなければならぬ。そうなってくると、ほとんど化石燃料に頼ってる日本のエネルギーでは、将来本当に大きな不安がある。御案内のとおり、今いろいろ領土問題で紛糾していますが、この化石燃料に頼ろうと思ったら、全て海上輸送によって日本へ持ってこなければならぬ。これ1つを見てでも、いかに今後のエネルギー確保というのは不安に満ちて、その上に枯渇燃料でもございますので、将来はもう石油にしてでも石炭にしてでもなくなる運命にあります。

いわゆる再生エネルギーが強く要求されておまして、この裏づける法案として7月1日付に、再生可能エネルギー特別措置法が成立いたしました。太陽光、風力、バイオマス、水力、この日本の水力の場合は、ほとんど戦後、大型開発が行われて、残されてるのは中小規模の発電水力だけでございます。これを含めまして今後、どういうふうに取り組んでいくか、これ自体は国だけに任すのではなしに、地方がどのような体制を整えていって、それを可能にしていくか、今後の地方行政にも課せられた大きな、これは住民・国民生活安定のためには必須的な条件の1つになってくことは事実でございます。そういう面から、いち早く研究されまして、二川ダムを今度、県との上で本格的な開発をやっていただく、これ自体、全面的に賛同するわけでございます。

そこで改めて聞いておきます。この法案によって、今申し上げました再生エネルギーの値段が決まったんですが、私の手元にある資料では、残念ながら水力については1キロワットどのぐらいの何で買い取っていただけるんか。例えば、太陽光の場合は1キロワット当たり42円で電力会社を買わんなんようになっておるわけですが、ここで水力について、この法案に基づいて幾らで買い取っていただけるんか。

それと、最も大きく我々が今後考えていかなければ、いわゆる植生を含める木材も当然でございますが、草木一切を含めてのバイオマス、これをまだ科学的に随分この分野ではおくれしておるようでございますが、日本の地形、またその上に何するいろいろな植生、木材、そのほかを考えまして、将来大変大きなエネルギーになることは間違いございません。これはこの前、非公式に総務政策部長からお聞きしたんでございますが、バイオマスについては、木材を初め廃棄物、いわゆるごみ、それから下水道の汚泥、こういうもの一切が将来このバイオマスの根源になって、大いに我々も地形的にも地勢的にも、またその形状から見て期待し、取り組まなければならない問題であると思っております。これについては、相当多岐にわたって個人的にいただいております総務政策部長の資料を、これここで説明していただくのは時間がかかると思いますが、次の12月議会において全議員も勉強するために、バイオマスを含めた今申し上げましたこの買い取り価格の明示について、きちっとした資料を議員にお配り願いた

いということをお願いします。

ここでは、いわゆる一番当面の水力についての問題と、それから相当努力によって進行しておったと思うんですが、太陽光の問題でございます。現在の段階では、どういふような状況にうちの町ではなっておるか、この2点だけを具体的にお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

バイオマス発電については、また後ほど資料を議員各位に配らせていただきたいと思えます。

まず、今回の原子力発電の事故、それと同時に化石燃料の、もう日本は全部輸入に頼っているという中で、この代替エネルギーというのが非常にクローズアップされて、うちの町でももう3年ほど前から実は二川ダムから毎秒0.7トンの水が放流されていると。それを生かして何とか水力発電ができないかということで努力をしてまいりました。その間にいろんなことがあって、ダムのアロケーションという法律があって、ダムをつくった当時のお金の何%か納めてもらわな困るんやということで話があって、それが億単位になるんで、そんなも納めてまではようしないということで県とも交渉したんですけれども、やっと県のほうも重い腰を上げてくれまして、今回ゴーサインができました。それで、今回また設計の予算を補正予算で上げさせていただいてますけれども。毎秒0.7トンであそこへ発電所を建設しますと、年間約2,000万円ぐらいの利益が得られるということで、この買い取りについては、太陽光の場合は42円でありますけれども、小水力の場合は35円70銭、これは20年間です。そういうことをいろいろ計算しますと、初めの7年間は返済とか投資の償還で約7年間はトントンで推移をすると。あとの13年間については、約2,000万円の収入があると計算をしております。

また、ほかにもできないかということで、いろんな清水地域には湯川であったり、室川であったり、小さなところがありますけれども、ここも全てできないかということで調査はしていただいたんですけれども、今のところ水量が安定しないのでそれはできないという結果であります。今後、もう少しまたやれるところがあれば、順次やっていきたいなと思ってます。言われるとおり、国のものばかり使うんじゃなしに、できたらその余ったお金で本当に小さいやつでもまた据えられて、それが代替エネルギーの効果になるようにこれからやっていきたいなと思ってます。

それから太陽光発電、これ今、適地ということで千葉山の開発した土地を申請しております。以前、1社、熱心に来てくれたんですけれども、メガソーラーの発電量であれば、今の関西電力の送電線につないでも送電線が対応できないということで、1社が撤退をしました。現在、またそのメガソーラー1,000キロワット以下の少し

小さなやつでやれんかということで、ほかの1社が今交渉に来ているところであります。

また、遊ばしている農地もたくさんあるんですけども、今のところ農地にはこの太陽光発電が設置できないという国の法律がもちろんありまして、今後これもやっぱり国のほうで外していただければ、また何か所が適地があるんで、またその都度相談をしていきたいと思います。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第68号……………

○議長（中山 進）

日程第4、議案第68号、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第69号……………

○議長（中山 進）

日程第5、議案第69号、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第70号……………

○議長（中山 進）

日程第6、議案第70号、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第71号……………

○議長（中山 進）

日程第7、議案第71号、平成24年度有田川町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第72号……………

○議長（中山 進）

日程第8、議案第72号、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第73号……………

○議長（中山 進）

日程第9、議案第73号、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第74号……………

○議長（中山 進）

日程第10、議案第74号、平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第75号……………

○議長（中山 進）

日程第11、議案第75号、平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第92号……………

○議長（中山 進）

日程第12、議案第92号、平成23年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、佐々木裕哲君。

○決算特別委員長（佐々木裕哲）

平成23年度有田川町水道事業会計決算審査報告をいたします。

去る9月10日の本会議に付託されておりました議案第92号、平成23年度有田川町水道事業会計決算認定の件について、9月18日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長ほか課員2名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

平成23年度における水道事業の概要につきましては、給水人口が1万5,527人で昨年度から28人の増加、給水件数につきましては5,884件で93件増加し、

対前年度比1.6%の増加となりました。総有収水量は前年度に比べ22万3,000立方メートル減少し、225万7,000立方メートルと対前年度比9%減少し、給水収益につきましては対前年度比5.8%の減収となりました。

23年度の収支状況は、当年度純利益が7,049万9,000円で黒字決算となりました。前年度の繰越利益剰余金を加算すると9,238万円の利益剰余金が生じております。営業収支の内訳につきましては、給水収益などの営業収益が前年度より2,193万円の減収となり、営業費用についても配水量の減少と修繕工事の減少等の影響により前年度に比べ612万円減少となって、営業利益は1,581万円の減益となっています。

基本的な事業については、支出に対し収入が9,156万円不足したので、損益勘定留保金等の会計内保留資金で補填しています。また、利益剰余金の処分といたしまして減債積立金500万円と建設改良積立金3,000万円を計上し、残りは翌年度へ繰り越すことにしています。

続いて企業債についてですが、平成23年度の償還金は、元利合わせて7,687万円でした。23年度末の企業債未償還残高は9億4,891万円と、昨年度に比べ5,391万円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものです。今後においても、企業債にかかる将来負担の軽減を図る取り組みとして、会計内の資金状況に応じて借入額を抑制する旨の説明を水道課より受けております。また、利率の高い企業債については、繰上償還も検討されるように要請しています。

次に、経営分析を見ますと、有収率は84.3%と昨年度より向上しており、良好な水準を維持しています。また、供給単価は157.1円で給水原価の137.1円を上回っており、料金収入のみで必要経費が賄われており経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施され、有収率を引き続き高い水準で維持するように要請しています。

次に、未収金についてですが、水道料金の延滞は水道利用者の全体に負担をかけ、公平公正の観点から断固たる態度で、未収金回収のために給水停止を含め厳正な対応で臨んでいただきたく思っております。

最後に、事業の経済性を高める努力をより一層お願いするとともに、災害時への対応も含め今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを職員の皆様に要望し、審査の経過及び結果といたします。

以上、平成23年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。よろしく御審査の上、御賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（中山 進）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定するものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第13 議案第93号……………

○議長（中山 進）

日程第13、議案第93号、有田川町景観条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第93号について、質疑をさせていただきます。

2点ばかり伺いたいと思うんですが、まず第1点目は、景観計画第7条に景観計画の策定とありますが、説明会のおきにお聞きしましたら、まだ素案の段階だということでありましたので、この景観計画についてはいつごろでき上がるめどになっているのを伺いたいのと、そしてでき上がった段階で各議員にも配付をしていただきたいと思いますのですが、この点はいかがでしょうか。

第2点目は、第4条ではこの景観条例にかかわる事業については、施策に協力しなければならないとありますが、今後、該当する地域の方々が生活や仕事をする上でこの条例がかえって足かせになって不便にならないかどうかということも考えられますので、その点を十分配慮していただけるように地元との話し合いも進めていただけるのかどうか、この点を伺っておきたいと思っております。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

それでは、今の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、景観計画策定につきましては、来年の1月、策定予定というふうになっております。ただいまこれにつきまして検討を行っておるところでございます。できました暁には配付させていただきたいというふうに考えております。

それと、第2点目の配慮というふうなことでございます。当然、重要景観地区というふうなことで、あらぎ島周辺が入るというふうに思います。パブリックコメントなども求めておりまして、また地元説明会を都合37回、今まで説明会及び検討会37回を行っております。そのうち15回は、この関連地域の方とも行っております。その中でさまざまな協議を行ってまいりますし、これから保存計画につきましては十分に検討をしながら、なるべく御迷惑をおかけしないような方法で考えていきたいというふうに思っております。

なお、開発につきましては、例えば、重要景観地区でありましても林道3メートル以下の道でありますとか、木の伐採でありますとか、また、はたご屋の建設等々につきましては無届けでできるようなことにもなっておりますし、緩やかな規制というふうになっております。いわゆる農業経営をしながら守っていくというふうな立場、また林業も守っていく立場ということでございますので、その点御理解賜われればというふうに思います。以上でございます。

○議長（中山 進）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

いろんな住民の声を聞くというあり方の中で、今、パブリックコメントの説明もありましたけども、このパブリックコメントというのはなかなかしてくれないんですね。有田川町でこれまで障害・福祉計画等々、いろんなパブリックコメントを私はネットでも見てきましたけども、ほとんど回答がない状況ですので、やはりそういうことから見ますと、パブリックコメントのあり方も見直し、もしくはやり方を検討しなければならぬのではないかと思います。でない、これがなかったからそれでいいということにはならないと思いますので、ぜひ検討していくことを求めたいと思います。もう答弁は結構です。お願いいたします。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

18番、森谷信哉君。

○18番（森谷信哉）

関連で質疑をさせていただきます。

この件に関しましては、地元清水地域で特に今、同僚の増谷議員も発言されたとおり、この条例が要らんのちゃうかというような意見の方もあります。ただ、それでも絶対に必要やという声もあります。また、今後は棚田サミットも控え、今後あの地域も景観的にこれから先も開発していかなあかんのですけども、やっぱり今後は行政と

して要望的なものになるんですが、町長に対してお願いしたいのは、各部署によってちゃんと連携をとっていただいて、地元の方の声を聞いていただいて、せっかくええ条例をつくるんやったら、これで納得して頑張りますという地元の応援をしていただけるように今後取り組みをしていただきたい、これを約束してもらいたいなどというのは地元としての声ですので、一度町長のお考えを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

森谷議員にお答えをしたいと思います。

先ほど三角部長のほうからもお答えしたとおり、この景観条例をつくるにあたっては、もう既に35回、地元の方と会合を持たせていただいております。もちろん地元の方々のいろんな意見を今後聞きながら、もちろん地元のためにならんことやったらできないと思いますんで、今後その辺は地元の意見をしっかりと踏まえて対応をしていきたいと思います。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第94号……………

○議長（中山 進）

日程第14、議案第94号、有田川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第95号……………

○議長（中山 進）

日程第15、議案第95号、有田川町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第96号……………

○議長（中山 進）

日程第16、議案第96号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第97号……………

○議長（中山 進）

日程第17、議案第97号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩したいと思います。

~~~~~

休憩 10時34分

再開 10時50分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

お諮りします。

日程第18、議案第98号から日程第30、議案第110号までの議案13件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第98号から日程第30、議案第110号までの議案13件を一括議題とします。

日程第18、議案第98号から日程第30、議案第110号までの議案13件は、本定例会の第1日目において産業建設常任委員会に付託されております。委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、西弘義君。

○産業建設常任委員長（西 弘義）

去る9月10日、議会初日、当委員会に付託されました議案第98号から議案第110号までの有田川町道路線の廃止及び認定に関する議案13件について、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

当委員会は9月11日、委員会室において開催をし、建設環境部長及び建設課長から付託案件について説明を聴取し、その後、現地で調査を行い、慎重に審査をいたしました。

議案第98号については、本路線は農免道路として整備された道路であり、計画路線が全て完成したことにより道路認定の見直しに伴い廃止するものであり、妥当であるものとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号については、本路線は、さきの議案第98号で廃止された町道を見直すものであり、本道路は農免道路として整備され、地域間、また観光施設を結ぶ道路として非常に重要な道路でもあり、認定基準に該当するものとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号については、本路線は農免道路として整備された道路であり、町道認定の見直しに伴い廃止するもので、妥当であるものとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第101号については、本路線は、さきの議案第100号で廃止された町道を見直すものであり、地域間を結ぶ主要道路として認定するものであり、町道認定の基準に該当するものとし、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

議案第102号については、本路線は町道認定見直しにより一部重複路線となるため廃止するもので、妥当であるとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号については、本路線は、さきの議案第102号で廃止された町道で、

見直しに伴い路線延長を変更し認定するものであり、認定基準に該当するものとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第104号については、本路線は町道認定見直しにより一部重複路線となるため廃止するもので、妥当であるとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号については、本路線は、さきの議案第104号で廃止された町道で、見直しに伴い路線延長を変更し認定するものであり、認定基準に該当するものとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号については、本路線は農免道路として整備され、地域間を結び交通量も多く、主要道路として大変重要な道路であります。町道認定基準にも該当するものとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号については、本路線は町道認定見直しにより廃止される道路であり、妥当であるとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号については、本路線は、さきの議案第107号で廃止された町道を見直すもので、地域住民の利便性向上のため認定するものであり、認定基準に合致し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第109号については、本路線は町道認定見直しにより廃止される道路で、妥当であるとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号については、本路線は、さきの議案第109号で廃止された町道を見直すものであり、起点を変更し、ほかの町道と連結することにより利用者の利便性の向上につながる重要な道路であり、認定基準に該当するものとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げまして、当委員会の御報告とさせていただきます。

○議長（中山 進）

以上、産業建設常任委員会から審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第18 議案第98号……………

○議長（中山 進）

日程第18、議案第98号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第19 議案第99号……………

○議長（中山 進）

日程第19、議案第99号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第20 議案第100号……………

○議長（中山 進）

日程第20、議案第100号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第101号……………

○議長（中山 進）

日程第21、議案第101号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第22 議案第102号……………

○議長（中山 進）

日程第22、議案第102号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第23 議案第103号……………

○議長（中山 進）

日程第23、議案第103号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第24 議案第104号……………

○議長（中山 進）

日程第24、議案第104号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第105号……………

○議長（中山 進）

日程第25、議案第105号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第106号……………

○議長（中山 進）

日程第26、議案第106号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第27 議案第107号……………

○議長（中山 進）

日程第27、議案第107号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第28 議案第108号……………

○議長（中山 進）

日程第28、議案第108号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第29 議案第109号……………

○議長（中山 進）

日程第29、議案第109号、有田川町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第30 議案第110号……………

○議長（中山 進）

日程第30、議案第110号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第31 諮問第2号……………

○議長（中山 進）

日程第31、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって本件は、適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第32 諮問第3号……………

○議長（中山 進）

日程第32、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって本件は、適任との意見を答申することに決定しました。

ここで休憩に入りたいと思います。

この後、全員協議会を1時からしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~

休憩 11時10分

再開 14時59分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

……………日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第33、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願ひいたします。

……………日程第34 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第34、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とする

ことに決定しました。閉会中、よろしくお願ひいたします。

……………日程第35 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第35、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願ひします。

……………日程第36 議員派遣の件……………

○議長（中山 進）

日程第36、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（「議事進行について、発言を求めます」と坂上議員、呼ぶ）

○議長（中山 進）

11番、坂上東洋士君。

○11番（坂上東洋士）

先般、私は111号の議案について、その中で先般流会になったということの原因の中に、いわゆる不穏当発言、いわゆる恫喝等々の言動が兩人からされたということについて、議長に対し謝罪を求めたいということをおっしゃっています。全員協議会の中で、両君からどのようなことになっておられるのかを、議場において議長からお話をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中山 進）

ただいま11番議員からお話がありました件についてお答え申し上げます。

11番議員の質問に対して、全員協議会の中で両氏から釈明の意をあらわす発言がございました。以前に申し上げたとおり、111号の件とこの件とは別にして考えてくださいということをお願ひして、私に一任していただきました。そういうことで、それで御理解を賜わりたいとそのように思います。

○11番（坂上東洋士）

両君から謝罪があったのかどうかということについて、明解にお答えをいただきたいと思います。

○議長（中山 進）

ありました。それだけです。

（「結構でございます」と坂上議員、呼ぶ）

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（中山 進）

日程第36、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いたします。

……………日程第37 議長への委任について……………

○議長（中山 進）

日程第37、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 15時07分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長                      中山                      進

8 番 議 員                      佐々木                      裕 哲

12 番 議 員                      楠 部                      重 計